

## 【平取町の家畜等生産者向け支援事業実施のお知らせ】

平取町では家畜等生産者向けの独自支援策として、次の事業を実施しますので、お知らせします。

### コロナ禍における穀物価格の上昇等に対応する緊急対策

#### ①「平取町飼料価格高騰緊急対策事業支援金」

(対象:乳用牛・肉用牛・軽種馬・農用馬(重種)生産者)

#### 1. 事業概要等

世界的な原油価格・穀物価格の上昇等により物価が著しく高騰し、家畜等生産者にとって経営の負担増に繋がっており、更に今年は、天候不順が続き、自給飼料である牧草が適期に収穫ができず栄養価の低いものとなっていることから、冬場から春先にかけて購入粗飼料への依存が高いと考えられ、ますます生産者の経営を圧迫することが予想されるため、家畜等生産者に対して支援金を交付します。

#### 2. 支援金の対象者

平取町に住所を有し、乳用牛、肉用牛、軽種馬、農用馬のいずれかの家畜生産を営み、びらとり農業協同組合を通して生産の出荷取引をしている農業法人、組織及び個人事業者

#### 3. 交付対象頭数

支援金の交付対象頭数は、次とおりとします。

- ①乳用牛は、26カ月齢以上の経産牛の飼養頭数とし、牛トレサデータに登録された令和4年4月1日時点又は令和4年10月1日時点におけるいずれか少ない頭数(国が実施する「飼料価格高騰緊急対策事業(国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策)」の交付対象頭数と同頭数)
- ②肉用牛は、令和5年1月1日時点の経産牛の飼養頭数(牛トレサデータに登録された牛に限ります。)
- ③軽種馬及び農用馬(重種に限ります。 )は、令和5年1月1日時点の繁殖牝馬(経産に限ります。 )の飼養頭数(自己所有馬に限ります。 )

#### 4. 支援金の額

飼養する経産牛又は繁殖牝馬の頭数に応じて交付するものとし、1頭当たり次の額とします。(予算の範囲内とします。)

- ①乳用牛は、2,800円以内

※乳用牛は、国が実施する「飼料価格高騰緊急対策事業(国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策)」の【都府県分 10,000円/頭】と【北海道分 7,200円/頭】との差額 2,800円/頭を交付します。

- ②肉用牛、軽種馬、農用馬は、4,000円以内

#### 5. 手続きの流れ(びらとり農業協同組合に手続きを委任してください。)

- ①対象者は、「委任状」を農協に提出する。
- ②対象者は農協の求めに応じて、経産牛又は繁殖牝馬の頭数等を農協へ報告する。
- ③農協は、一括して農協名で町に交付申請する。
- ④町は、審査後「交付決定」を農協に通知する。
- ⑤町は、支援金を農協に一括入金し、農協は各対象者に入金する。

#### 6. 町への申請期間

令和5年1月6日から令和5年3月31日まで

#### 7. お問い合わせ

平取町役場産業課畜産係(産業課直通 ☎2-2223)

# コロナ禍における資材や配合飼料の高騰に対応する緊急対策

## ②「平取町肥育牛・豚枝肉出荷緊急支援金」

(対象:肥育牛・養豚生産者)

### 1. 事業概要等

コロナ禍において、原油価格、物価高騰等に伴い、資材や配合飼料が著しく高騰する中、肥育牛・豚の枝肉価格には転嫁されず、低迷している状況が続いており、肥育生産経営の悪化が懸念されていることから、肥育牛及び養豚生産者に対して支援金を交付します。

### 2. 支援金の対象者

平取町に住所を有し、肥育牛又は養豚生産を営み、びらとり農業協同組合を通して生産の出荷取引をしている農業法人、組織及び個人事業者

### 3. 交付の条件

支援金を交付するに当たり、次に掲げる事項を条件とします。

- ①支援金の対象となる肥育牛は、公益社団法人日本食肉格付協会が農林水産省畜産局長の承認を得て制定した「牛枝肉取引規格」に基づき、全国の食肉卸売市場及び基幹的産地食肉センター等で実施された枝肉を対象とし、肉質等級は4等級以上、歩留等級はA等級に限ります。
- ②支援金の対象となる頭数は、肥育牛においては1戸当たり 30 頭、肥育豚においては1戸当たり 100 頭を上限とします。
- ③支援金の対象は、自家で肥育された牛及び豚に限ります。

### 4. 支援金の額

支援金は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出荷した肥育牛(黒毛和種に限ります。)又は肥育豚の頭数に応じて交付するものとし、1頭当たり次の額とします。(予算の範囲内とします。)

- ①肥育牛は、10,000円以内
- ②肥育豚は、1,000円以内

### 5. 手続きの流れ(びらとり農業協同組合に手続きを委任してください。)

- ①対象者は、「委任状」を農協に提出する。
- ②農協は、委任を受けた対象者の出荷頭数及び和牛枝肉成績等を調査する。
- ③対象者は農協の求めに応じて、必要な事項を農協へ報告する。
- ④農協は、一括して農協名で町に交付申請する。
- ⑤町は、審査後「交付決定」を農協に通知する。
- ⑥町は、支援金を農協に一括入金し、農協は各対象者に入金する。

### 6. 町への申請期間

令和5年1月6日から令和5年3月31日まで

### 7. お問い合わせ

平取町役場産業課畜産係(産業課直通 ☎2-2223)